

多摩社会人テニス協会OL団体戦規程

2005年3月12日 一部改正施行

2018年3月17日 一部改正施行

2022年3月12日 一部改正施行

第1条 目的

本OL団体戦は、多摩社会人テニス協会（以下「本会」という。）の加入団体に所属している職業を持つ女性部員でもっぱら仕事の休日のみテニスができる者（以下「OL」という。）で構成するチームによる大会を実施するなどにより、OL相互の親睦を図ると共に、OLの技術の向上に資する事を目的とする。

第2条 組織

本OL団体戦は、協会加入団体に所属するOLによるチームをもって組織する。但し、事情により2つ以上の加入団体が合併してチームを編成することを妨げないものとし、その際のチーム名は本規程第3条に基づく参加料納入チーム名とする。

第3条 登録及び参加料

本OL団体戦に参加するチームはOLチームとして本会に登録するものとし、本会の定める会則に基づき所定の参加料を納入するものとする。

第4条 大会

本OL団体戦は、原則として、春、秋の年2回の大会を実施するものとし、試合方法等は次のとおりとする。

- (1)大会は、別に定める規則に基づき、3ダブルスで編成するチームによる団体戦で行うものとする。
- (2)OL登録の選手にあっては、春季及び秋季の一般団体戦の登録（参加）はできるものとする。

第5条 表彰

大会優勝、並びに準優勝チームは、表彰する。

第6条 規程改正等

この規程の改正は、本会会則に準じた手続きによる。

以上